

確定申告の準備はお済みですか？

申告受付▼2月16日(火)～3月15日(火)
 ※土日除く(日曜受付 3月6日)
 受付時間▼午前8時50分～11時30分、午後1時～3時30分
 受付会場▼教育会館3階 第1研修室
 ※期間中、混雑の状況次第では受け付けできない場合がありますのであらかじめご了承ください
 ☎ 税務課(市役所1階) ☎88-8101

次の方は申告が必要です

- 市役所で申告できる方
 - ①事業主(白色申告者)
 - ②地代や家賃などの収入がある
 - ③給与収入が2000万円を超える
 - ④2か所以上から給与を受ける
 - ⑤給与・退職所得以外に農業や年金などの収入がある
 - ⑥受給年金で源泉徴収がある
 - ⑦中途退職などでまだ年末調整がされていない
 - ⑧障害や扶養・医療費などの各種控除を受けたい

■申告に関する注意事項

- ・医療費控除を申告する場合、誰がどの病院でいくら支払ったかわかるよう、集計しておいてください
- ・収入がない場合には「**無所得の申告書**」を提出してください
- ※申告がない場合、所得証明書の発行ができません
- ・1月1日に勝山市で生活し、前年中に収入があった方は、**市・県民税の申告**が必要ですが(ただし、次の方は必要ありません)
 - ①確定申告済みの方およびその扶養対象親族
 - ②給与収入のみの方で、給与支払報告書が勤務先から提出済みの方およびその扶養対象親族

控除対象	必要書類
生命・地震保険料	控除証明書
国民年金保険料	控除証明書または領収書
寄附金	領収書
住宅ローン(2年目以降)	借入金年末残高等証明書など
障害・介護関係	・障害者手帳など各種証明書 ・介護保険料の領収書 ・障害者控除対象認定書

お近くの公民館でご相談ください

巡回相談会の日程

日	時	場所
2月18日(木)	午後1時30分～ 午後3時30分	平泉寺公民館
2月19日(金)		遅羽公民館
2月22日(月)		猪野瀬公民館
2月23日(火)		村岡公民館
2月24日(水)		北谷町コミュニティセンター
2月25日(木)		野向公民館
2月26日(金)	荒土公民館	
2月29日(月)	午前8時30分～ 午後3時30分	北郷公民館
3月1日(火)		鹿谷公民館

国保

平成28年1月から国保などの申請にマイナンバーの記載が必要です

平成28年1月からマイナンバー(個人番号)の利用が開始されるに伴い、国民健康保険および後期高齢者医療のすべての届出(加入・脱退等)・申請(高額療養費支給申請、療養費支給申請、限度額適用認定申請など)にマイナンバーの記載が必要となります。

届出・申請の際には届出(申請)者と対象者全員および国保の場合は世帯主のマイナンバーを確認できるもの(個人番号カード、通知カードなど)をお持ちください。

なお、通知カードの場合には、届出(申請)者の本人確認書類(運転免許証など)が必要となりますので、併せてお持ちください。

【申請書の記載方法についてのお問い合わせ】
 ☎ 市民課(市役所1階)

国民健康保険税は社会保険料控除の対象です

国民健康保険税は所得税および住民税の申告において、社会保険料控除の対象となります。平成27年1月1日から12月31日までに納めた国民健康保険税の合計額を算出して確定申告の際に申告(領収証の添付は不要)してください。ご家族の保険税を納付された場合でも控除の対象となる場合があります。(下記表のとおり)

納付方法と申告できる方

納付の方法	申告できる方
納付書	支払った方
口座振替	当該口座名義人
特別徴収(年金天引き)	当該年金受給者

☎ 税務課(市役所1階) ☎88-8101

☎88-8102

年金

～年金を受給している方へ～

「平成27年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されます

厚生年金保険、国民年金等から支給される老齢年金などは雑所得として所得税がかかります。

日本年金機構から源泉徴収票が送付されますので、確定申告の際に添付してください。
 ※障害年金や遺族年金は所得税の課税対象ではないため、源泉徴収票は送付されません

老齢年金などの受給額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は所得税の確定申告をする必要がなくなりましたが、市・県民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、税務課にお問い合わせください。

○源泉徴収票の再交付について

過去8年分の源泉徴収票の再交付*が可能ですが、年金事務所へお問い合わせください。電話でのお申し込みも可能です。

なお、お問い合わせの際は、基礎年金番号の分かるものをご用意ください。
 ※再交付には2週間程度かかりますので、お急ぎの場合は、年金事務所の窓口でお申し込みください

☎ 市民課(市役所1階) ☎88-8102
 税務課(市役所1階) ☎88-8101
 福井年金事務所 ☎0776-23-4518

○源泉徴収票の送付時期

1月中旬から1月末までに順次送付

○送付対象者

- ・65歳未満で受給額(年額)が108万円以上の方
- ・65歳以上で受給額(年額)が158万円以上の方

○確定申告が必要な方

- ・年金以外に所得がある方
- ・2か所以上の年金の支払者に対して扶養親族等申告書を提出している方

農業申告はこちらで受け付けます

とき▶2月20日(土)・21日(日)
 午前8時50分～午後3時30分
 ※正午～午後1時は休み
 ところ▶教育会館3階 第1研修室
 ※農業収支準備表が必要な方は、市ホームページからダウンロードできます

税務署からのお知らせ

- 「確定申告書等作成コーナー」のご利用を！
 確定申告の時期、税務署は大変混雑します。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すると郵送提出ができます。
 - 確定申告の相談は2月9日(火)以降に！
 開設期間▶2月9日(火)～3月15日(火)
 受付時間▶午前9時～午後4時
 - 復興特別所得税の計算をお忘れなく！
 所得税および復興特別所得税を申告される場合は、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)の記載漏れのないようご注意ください。
- ☎ 大野税務署 ☎66-2180

※「年金受給者申告相談会」は利用人数の減少により、今年度から開催いたしません。確定申告会場にお越しいただくか、各地区公民館巡回相談会をご利用ください